

役員報酬規程

社会福祉法人 なごみ

非常勤理事長の給与及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ非常勤理事長の給与及び旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 非常勤理事長の受ける給与は別表のとおりとする。
2. 非常勤理事長の受ける手当は通勤手当のみとする。

(支給方法)

第3条 非常勤理事長の給与及び旅費の支給方法は、一般職員の例による。

附則

第1条 この規程は、平成23年3月26日から施行する。

別表（第2条関係）

給与表 (役員報酬)	
非常勤理事長	月額 10万円